

食品添加物表示制度に関する検討会
第 7 回議事録

消費者庁食品表示企画課

第7回食品添加物表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：令和元年12月19日（木）13:58～16:52

場 所：田中田村町ビル8階新橋会議室8E

1．開 会

2．食品添加物表示の表示方法の考え方

3．閉 会

○西島座長 定刻となりましたので、第7回「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況ですが、御欠席なしとなっております。有田委員が15分程度遅れるという連絡がありましたので、最初は少しゆっくりと始めたいと思います。

それでは、カメラ撮影のみの方がいらっしゃるようであれば、こちらで御退席をお願いいたします。傍聴登録済みの方は、傍聴席へお移りいただきますよう、お願いいたします。よろしいでしょうか。

続いて、事務局から、本日お配りしている資料の確認をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 事務局より資料の確認をさせていただきます。

前回に引き続きまして、本日の検討会資料は、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図る観点から、事前に消費者庁ウェブサイトに掲載しております。傍聴者の皆様には会場で資料をお配りしておりません。委員の皆様にはのみ資料をお配りして進めさせていただきます。御理解・御協力よろしくお願いいたします。

本日の資料ですけれども、議事次第、座席表、委員名簿。

次に、資料1としまして、前回の検討会で時間の関係から御議論いただけなかった論点4 関係の消費者庁説明資料。

続きまして、資料2としまして、論点5「食品添加物表示に関する普及、啓発、消費者教育」に関しての消費者庁説明資料。

さらに、有田委員から御提供いただきました「主婦連合会機関紙「主婦連たより」の抜粋」、上田委員提出の「第7回検討会にあたっての意見」、最後に、武石委員提出の「論点整理4、5の議論にあたっての意見」となっております。

委員の皆様におかれましては、資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申し付けください。

それから、本日も、この検討会に厚生労働省の医薬・生活衛生局の食品基準審査課から田中補佐にオブザーバーとしてお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、西島座長にお願いしたいと思います。

○西島座長 改めまして、皆様、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の検討会の進め方ですが、1番目として、まず論点4「栄養強化目的で使用した食品添加物の表示」について御議論いただき、皆様の意見を確認したいと思います。

2番目に、論点5「食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育」について御議論いただき、皆様の意見を確認したいと思います。

なお、有田委員、上田委員、武石委員からの提出資料については、各論点の適切なところで事務局説明後に御説明の時間をそれぞれ5分程度、お取りしたいと思いますので、簡潔に説明をお願いいたします。

以上が本日の流れです。

それでは、早速、資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐　では、資料1を御覧ください。論点4の資料は、前回11月1日の検討会用資料としまして、消費者庁のウェブサイト既に掲載していましたが、一部、前回のものから修正をしておりますので、修正した今回の資料で説明させていただきます。

1枚おめくりください。まず、この資料の上段の部分ですけれども、栄養強化の目的で使用した添加物の表示に関する現在の食品表示基準の規定をまとめたものです。これまでの検討会で説明した内容と重複するものではありませんが、栄養強化の目的で使用した添加物の表示というのは、現在、食品表示基準上、求められていません。ただし、乳児用の調製粉乳だったり、機能性表示食品といった栄養に配慮すべき食品、それから、食品表示基準が施行される以前のJAS法における表示基準で個別にその表示が求められていた食品は、現行の制度においても表示が求められています。

次に、中段の枠囲みですけれども、こちらは食品衛生法上の整理について示しています。食品衛生法では、栄養強化目的で使用された添加物の表示というのは、第4回の検討会の際に委員の皆様には机上配付しておりますけれども、昭和62年の検討会の報告書の中で整理されています。当時、多くの国で添加物として取り扱っていないことや、その含有量というものも重要であることから、別途、栄養成分として取り扱うことが適当とされ、栄養に配慮が必要な調製粉乳等の食品を除いて、食品衛生法上は表示を要しないと、当時整理されております。

では、食品表示基準で横断的に義務化されました栄養成分の表示というのを見てみますと、それを説明した資料がこのページの下段の部分、矢印より下の部分になりますけれども、義務表示対象というのは、生活習慣病と関わりが深い熱量、たんぱく質等の5項目であって、ビタミンやミネラルは任意表示とされています。

任意表示として、例えば鉄について表示する場合、成分名と鉄の含有量を表示することとなります。したがって、例えば納豆にピロリン酸鉄を栄養強化の目的で添加した場合で、鉄について栄養成分の表示をする場合は、ピロリン酸鉄と表示するのではなくて、鉄と表示して、含有量につきましては、添加した鉄の量と、もともと納豆が持っている鉄の量を足した総量を表示することになります。

1枚おめくりください。こちらの資料は、一部の食品で栄養の目的で使用した添加物の表示を義務付けていたJAS法における整理を示したものです。JAS法では、個別の食品ごとに規格を設けていて、使用できる添加物を制限しているものがあります。また、使用した添加物は、商品選択のために、その表示を求めています。

例として、乾燥スープの農林規格、昭和50年の告示ですけれども、こちらを引用しております。真ん中の下の表になっているところですが、向かって左側、昭和50年の農林省告示の中では、例えば抗酸化剤であれば、L-アスコルビン酸ステアリン酸エステルとdl- α -トコフェロールの2種類が抗酸化剤として使えますよという規格が設けられています。それから、強化剤としてビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、カルシウム塩及びリ

ジン、ここに記載されているものが使えるという規格が設けられています。

それを使った場合、どのように表示するかというのが表の一番下のところ、線を引いていますけれども、食品添加物は、次に定めるところにより記載すること。「化学調味料」、「酸味料」、「抗酸化剤」といった、今で言ういわゆる一括名で表示するという規定を設けています。ただし、その固有の名称を表示してもよいとあります。この中で「強化剤」という言葉は振られておりませんので、ビタミンAとかビタミンB1が使われた場合に関しましては、そのものの名前をビタミンAならビタミンA、ビタミンB1ならビタミンB1という形で表示していくという規格が設けられていました。

この昭和50年の告示が平成元年10月に改正されています。その改正された内容が向かって右側です。この改正は平成元年に行われていますけれども、その前の年、昭和63年に、食品衛生法において、栄養強化の目的で使用した添加物の表示が要しないと整理されています。ただ、食品衛生法では、その表示を要しないと整理されているけれども、引き続き、JAS法の下では表示していこうといった告示改正が行われている。ここまでが食品衛生法、JAS法、それから今の食品表示基準にかかわる規定を説明したものです。

1枚おめくりください。栄養強化目的で使用した食品添加物の表示について、これまでの検討会で挙げた意見を整理しています。

栄養強化目的で使用した添加物がキャリーオーバーと同様に免除はおかしいという御意見。

それから、意図して添加しているなら、当然表示すべきという意見があって、それらの意見に賛同する意見が挙がっております。

また、事業者系からは、栄養強化の目的で使用した添加物に特化した意見というのは挙がっておりませんでした。総じて現状の表示制度を維持すべきという意見がありましたので、その意見をこちらの資料では引いております。

1枚おめくりください。栄養強化目的で使用した添加物の表示に関して、考えられる選択肢を3つ示しております。

まず、現在、一部の食品に対して表示が義務付けられていますけれども、それを横断的に義務付ける。これが上段です。全ての食品に表示を義務付ける。あるいは、横断的に表示義務をやめてしまう。それが真ん中のもの。それから、一番下のところが、特に変更することなく現状維持という3つの選択肢が取り得る手段として考えられます。

それぞれの3つの選択肢に対して、留意事項というものを表の右側に示していますけれども、表示義務を課した場合、添加物というのは複数の働きを持つものもあります。例えば、ビタミンB2、リボフラビンは、着色料として使用されることもあれば、栄養の目的で使用されることもあります。どちらで使用する、どのように表示するかといったことは、事業者の方に委ねられることになります。また、表示することで手軽にビタミンやミネラルを摂取できると誤認するおそれも考えられます。

それから、現在表示されていないものに表示させるということ。これは、一元化検討会

の報告書の内容だったり、食品表示部会の附帯意見の方で意見出しがなされていますので、こういったところで留意する必要があります。

一方で、全ての食品で表示を要しないとした場合、これは現状よりも情報量が減ることになります。

だからといって、現状維持とした場合、食品ごとに表示したり、しなかったりというものがあると、そこは消費者には分かりにくいのではないかという意見も挙がっております。

1枚おめくりください。既に第4回検討会で説明していますが、表示量を増やす場合の留意事項として、一元化検討会の報告書では、省略が認められている事項を情報提供させる方向で見直す場合、表示事項間の優先順位を考慮する必要がある。

それから、食品表示部会からは、消費者が安全性に係る表示を見落としてしまうような要因になりかねないといった附帯意見も挙がっております。

それから、この資料の下のところですが、分かりやすく活用される表示とするために、今後必要な調査を行った上で、インターネットによる情報提供を活用する検討が、これからも食品表示部会の方でされる予定であるということが、現状示されているところでは。

1枚おめくりください。栄養強化目的で使用した添加物を表示する場合と表示しない場合の表示例を示しています。

一番上が、物質名、簡略名を用いて栄養強化目的で使用した添加物を表示した場合。赤枠で囲っているところが、栄養強化の目的で使用した添加物を表示したものを示しています。

それから、真ん中の表示例は、用途名を併記して表示した場合の例です。ここでは「栄養」という用途名を仮置きしております。「栄養」という用途を示して、括弧を付けて、その後、V.E、V.B₂というように、使用した添加物を書いている例となります。

それから、一番下は、全ての食品において表示を要しない。あるいは、現状維持とした場合、チョコレート菓子は、現在の食品表示基準の中で栄養強化の目的で使用した添加物というのは表示を要しないとなっていますので、赤枠の中が何も表示されず、空白となる。

この3つのパターンを表示例として作成しております。

1枚おめくりください。では、海外の状況を見てみますと、こちらの資料は第1回検討会でも示しておりますけれども、添加物の表示や制度の国際比較を示しているものです。下から3番目ですが、栄養強化の目的で使用するものは、日本では添加物として扱って表示は免除としておりますけれども、コーデックスでは添加物にはしておりません。それから、カナダ、豪州、中国、いずれも添加物にはしていないという整理がされております。

それから、コーデックスや多くの国では、表示の免除という規定は設けられていません。

1枚おめくりください。実際にオーストラリア、ニュージーランドのルールを見てみますと、オーストラリアやニュージーランドの定義の中で、添加物と栄養の目的で使用した物質をまず区別しています。ただ、表示のところで見えていくと、真ん中の枠組みの「1.2.4-

7 「食品添加物として使用される物質の表示」のところで、食品添加物として使用される物質の中にビタミン又はミネラルを含むという規定があつて、こういったものは次のとおりに表示しなければならないという規定があります。

それから、この枠の下に1.2.4-8で「ビタミン及びミネラルの表示」というものが別途設けられていまして、ビタミン、ミネラルが食品に添加される場合は、1.2.4-7に従って表示するとあり、食品添加物として使用される物質の表示に従って表示するという規定が設けられております。したがって、オーストラリア、ニュージーランドの方ではこのように表示される規定が設けられております。

栄養強化目的で使用した添加物の表示に関する事務局からの説明は以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

続いて、論点4に関しまして、武石委員より意見書の提出がありますので、簡潔に御説明をお願いいたします。

○武石委員 武石でございます。

論点4、5で一括して書いておりますけれども、主として論点4についてということで、2つほど簡潔に書いてございます。

論点4については、前回意見書のとおり、「現状維持」との意見でございます。センターの会員企業・団体からは、一部見直すべきとの意見もありましたが、現状、特段問題が生じていないということから、現行を維持すべきとの意見が多く寄せられました。

(2)として「栄養強化目的で使用した添加物の表示」については、今、御説明がありましたが、過去、食品表示法の食品表示基準を策定するために消費者委員会の食品表示部会の下に設けられた「加工食品の表示に関する調査会」でも同じような議論がされたと伺っております。最終的に、なぜ省略規定にされたのかという経緯を、できれば御教示いただきたいと思ひます。

○西島座長 よろしいですか。武石委員、ありがとうございます。

事務局の説明と武石委員からの御説明の内容に関連して、各委員からコメントを頂きたいと思ひますが、まずは、事務局から武石委員の質問に対してよろしく願ひいたします。

○食品表示企画課課長補佐 今の武石委員から御質問のところですが、「加工食品の表示に関する調査会」の報告書の中で意見が挙がっていることは承知しております。栄養強化目的の添加物を表示させる。これは、今後、共通ルールを前提として検討するべきとの意見が出されたことが報告書の中に明記されておりました。ただ、この加工食品の調査会の前に行われた一元化検討会の報告書の中で、添加物の表示に関しては、別途検討の場を設けることとされておりますので、調査会の中で添加物の表示に関して意見が挙がったという議事録は残っているのですけれども、それが深く議論されたという内容ではないので、別途検討する場、今回がその場になっておりますけれども、当時の調査会では深い議論はされていなかったというふうに認識しております。

○西島座長 ありがとうございます。

今の事務局からのものも含めまして、御意見をお伺いできればと思いますが。

浦郷委員、何か御意見ありませんか。

○浦郷委員 私は、添加したものであり、日本では栄養強化目的のものを添加物と分類しているのであれば、全てきちんと表示するべきだと思います。そもそも、なぜ表示を省略できることになったのかというところが、今一つ分かりません。

先ほど、2 ページで乾燥スープの例を説明いただきましたけれども、平成元年にJAS法では記載することとなっているけれども、その前の食品衛生法の改正のところで、栄養強化に関しては表示を要しないということになった。そこでなぜ表示を要しないということになったのかというところで、その前の検討会の報告書では、別途、栄養成分として取り扱うことが適当と栄養成分表示の1 ページに書いてありますけれども、そこでも全部義務ではなくて、任意のものも出てきているので、免除されているものが出てきてしまっているのかなと思います。そもそもなぜ省略できることになったのかというところを御説明いただければと思います。

○西島座長 事務局、随分前のことですが、その説明は可能ですか。

○食品表示企画課課長補佐 こちらにお示しさせていただきました1 ページ目の中段に食品衛生法上の整理とありまして、昭和62年の添加物表示検討会の報告書の抜粋を載せております。こちらの手元で持っている資料としましても、これ以上の記載は見当たらない状況ですので、海外と比較したときに添加物として扱っていなかったということ、含有量の表示も重要で、別途、栄養成分として整理した方がいいのではないかとということで、調製粉乳といった栄養に配慮すべきものは表示義務が課されておりますけれども、それ以外の表示は要しないと整理されている。それ以上の説明は現段階では難しいです。申し訳ございません。

○浦郷委員 なかなか詳しいことは分からないかもしれませんが、消費者としては、書くべきとなっているものと、免除されているものがあると分かりにくいところがあるので、今回、全て表示するようにした方がいいのではないかと考えます。

○西島座長 中垣委員、その辺りについて何か御存じでしたら。

○中垣委員 せっかく御指名いただいたので、説明を試みたいと思いますけれども、1 ページの頭にある現在の食品表示基準は栄養強化の目的で使用した食品添加物は記載不要。ただし、幾つかの食品に限って表示を必要としています。端的に申し上げますと、消費者庁に一元化される前は、厚生労働省と農林水産省でそれぞれ表示を義務付けてきた。それをくっつけたらこうなりましたというのが、このただし書きなのだろうと思います。通常であれば、こういった基準とか規則を作る際には、原則を決めて、その例外を挙げる場合には、その例外に一定の理屈があって、これらについては、こういう理屈で例外としますということになるべきだろうと考えますけれども、2 ページの最初に書かれていますように、JAS規格において強化剤の使用を認めているか、認めていないかというところで区分がされていて、JAS規格をどういうもので作るかというのも、例えば業界の意向とか、いろいろ

な意向を踏まえて選択されていますので、結果として見ると、この1ページのただし書きに並んでいるものについて、義務付ける理由は整理できないと個人的には思っております。現行の規制は、そういう意味で何人かの委員から、消費者にとって分かりにくいという御指摘いただいておりますけれども、論理的に説明できないのではなかろうかと考えております。

一方、この昭和62年の検討会報告書ですけれども、一番重要なところは、含有量の表示も重要であるという考え方。すなわち、ビタミンとかミネラルであれば、ほんの少し入っているのか。例えば、1日必要量の3分の1ぐらい入っているのか。例えば、0.1mgなのか、1mgなのかというところの表示まで考えないといけないと思いますし、ただ単に添加している添加物の量ではなくて、食材にある、例えば一番下にある納豆に入っている鉄も含めて表示する。これがビタミンとかミネラルに求められるのではないかと思います。

そうでないと、例えば「鉄」とだけ書いてしまうと、ほんの少ししか入っていなければ、商品選択の上で消費者に誤った情報を与えてしまいかねないおそれもあるので、栄養成分表示に委ねることとして、ここは表示を免除したということだろうと推定しますし、それはまた一つの理屈であったのだろうと考えます。

○西島座長 貴重な御意見です。

坂田委員どうぞ。

○坂田委員 今のはとても重要な御意見で、ポイントが幾つかあったかと思います。その一つに、「鉄」だけ書くと、少ししか入っていない場合に誤認を与えるので、栄養成分表示に記載を委ねるとおっしゃいました。それはそれで分からなくはないのですけれども、2011年に国民生活センターで、胎児の正常な発達に役立つ葉酸が摂取できるとうたったサプリメントについて商品テストを行ったところ、添加物としての葉酸の記載がなかった。つまり、免除されていたので書かなかったということだろうと思いますが、そのサプリメントの問題点が明らかになりました。

どういうことかといいますと、葉酸には、食材に含まれるポリグルタミン酸と、添加物として使われるモノグルタミン酸型がありますけれども、テストの結果、含まれていたのは、ほとんどモノグルタミン酸型ということが分かりました。ところが、テストしたものの中に5銘柄、自然素材をうたっているながら葉酸の表示が省略されているものがありました。恐らく葉酸がどれだけ入っているかという表示はあったのだろうと思うのですが、原材料に葉酸の表示がなく、自然素材と書いてあるということになると、含まれる葉酸は食材由来のポリグルタミン酸だと考えがちですけれども、実際に摂取している葉酸はモノグルタミン酸型だったということです。そこに1つ誤解があるのです。

さらに、モノグルタミン酸型は、食材由来のポリグルタミン酸に比べて利用効率が2倍なので、過剰摂取に注意が必要ですが、そのことについても記載がなかったということです。なので、栄養強化剤の表示を省略した場合に問題が起きる可能性があるということになると思います。

それから、先ほど中垣委員がおっしゃっていました、例えば添加物の欄に栄養成分の表示があったら、それがちょっとだけしか入っていないのか、たくさん入っているのか、分かるようにすべきだろうということについて、お話ししたいことがあります。実は、少し前に中学校で添加物の授業をゲストティーチャーとして行いました。そこで取り上げたのがペットボトル入りの緑茶飲料のビタミンCです。授業の目的は、消費者の5つの責任のうち、批判的意識を持つということを考えさせて消費行動につなげるということです。

まず、先生が、どうしてお茶にビタミンCが入っているのでしょうかと生徒に考えさせました。そこにはビタミンCとしか書いていないので、生徒は体にいいとか、傷の回復を早める、免疫力を付けるというビタミンCの効果に期待する話をします。中には、買う気になるという生徒さんもいました。では、どのくらい入っているかというと、私がメーカーのお客様相談室に聞いたところ、加工によって失われたビタミンCを補うためという答えでした。含有量を聞きましたが、教えていただけませんでした。お茶は、浸出液になってしまうと、玉露はそれなりに入っているかと思うのですが、それ以外のお茶ですと500mLの中に3mgぐらいかなと想像しているのですが、栄養補給としては期待できないと考えられます。

そこで、生徒の前では、浸出液にビタミンCを入れたものと入れていないものが時間経過でどう変わっていくかということを見比べさせて、お茶に添加したビタミンCに、褐変を防ぐ働き、つまり酸化防止剤としての働きがあることに気付かせます。合わせて、褐変すると味が落ちるので、ビタミンCによって、おいしさを保つことができるのですよという説明をしました。そういうふうに詳しく説明すると納得した顔をしていましたので、正しい理解につながって、「酸化防止剤（ビタミンC）」と書いても生徒は選択するのではないかと思います。このように、ビタミンCだけ書いてあると、どうしても栄養が取れると誤解してしまうので、含有量を書くべきだと思います。

そこで、会議の開始前に佐藤委員と論戦を交わしていたのですけれども、誤解を防ぐために、入っているものは入っているものとして、含有量の方だけ書けばいいのではないかが佐藤委員の御意見でしたが、ビタミンCの記載もした方が消費者には分かりやすいのではないかと思います。ですので、私も浦郷委員と同じように、栄養強化目的で入れたものについては、全て表示をしていただきたいと思います。

以上です。

○西島座長 論戦の相手となった佐藤委員、御意見どうですか。

○佐藤委員 佐藤です。

中垣委員や坂田委員からお話が出ていましたように、強化剤というものは、そのものだけ書くとどれくらい入っているかというのが分からないので、含有量が必要で、含有量というと栄養表示の方に行くと思いますけれども、栄養表示の方に書いてあって、更に添加物として書いてある必要があるのかなというのがありまして、どちらかというと消費者にとっては、栄養強化として取れるか、取れないか、どれだけ取れるかという方が重要とい

うことを考えると、栄養の方に書いていただいて、栄養強化剤と思わせるふうに化合物名だけ書いて、実はちょっとしかないというのは、やめていただきたいというのがあります。

確かに、葉酸という問題は、添加物として葉酸と表示しても、逆に葉酸というのは、普通のポリの葉酸より2倍の吸収作用があるというのが普通の消費者には分からないわけですから、そこは逆に栄養表示の方で葉酸の計算の仕方を変えとか、何か別のことを考えていただいた方がいいかなと思いました。

○西島座長 ありがとうございます。2人とも非常にいい論争をされたようです。

森田委員は、公平性という意味から前に少しおっしゃっていましたね。

○森田委員 公平性ということもあるのですが、先ほどのビタミンCと書いてあるお茶の話ですけれども、「酸化防止剤（ビタミンC）」と書いてあるペットボトルのお茶もあれば、ただ単に「ビタミンC」と書いてあるお茶もあります。そのホームページを見ると、先ほど坂田委員もおっしゃられたように、お茶の製造工程で失われたビタミンCを添加しているということが書いてありますが、その栄養強化の目的でビタミンCが入っているのに、栄養成分表示が無いのです。緑茶のペットボトル飲料でビタミンCと書いてあっても、ビタミンCの栄養成分表示が無いものがあります。

つまり、先ほどの厚生省の時代、もともと栄養表示で取り扱うのが適当とありますが、ビタミンやミネラルに関しては義務表示ではないので、強化の目的で使われていても、必ずしも栄養成分表示には書かれていない現状があるわけです。そういう意味からしますと、栄養成分で取り扱うことが適当と、何十年も前に書かれていますが、それ以降も書かれていないわけですから、そういう実態があると思います。

一方で、今の免除規定というのは消費者の誤認を招く場合があるのではないかと考えています。逆に、書くことによって、栄養強化しているから誤認を招くという話がありましたけれども、私はむしろ逆だと思っていて、例えば消費者庁の先ほどの資料の中にチョコレート菓子の表示事例がありました。3番だけを見ていると、何も書いていないわけです。これは、栄養成分表示はビタミンEが書いてあると思うのですが、アーモンドにビタミンEといろいろなところで言われているので、天然由来と思う消費者がいるのではないかと。つまり、書かれていないと、天然由来なのか、そうでないのか分からないということがあるかと思っています。

例えば、鉄分たっぷりと書いてあって、ピロリン酸鉄と書いてあれば、鉄分が添加されているのだなと思いますが、例えば、原材料、ハウレンソウと書いてあったら、ハウレンソウの鉄分だなと思ってしまうかもしれない。そのように、添加しているものを書かないことによって、天然由来ではないかと誤解してしまうようなことがあると思います。

実際に、現在、店頭の商品を見ると、1番のように書いてあるものがほとんどですし、これに伴って栄養成分表示も書いてあるものがほとんどだと思います。先ほどのお茶の場合は、ビタミンCと書いてあって、栄養成分表示が無いものもありますが、通常、1番の

ものだと栄養成分表示があるのです。けれども、一方で消費者に分かりやすいものだけを書いていて、もしかしたら一部書いていないのかなということも、免除規定だと、あるかもしれないと疑ってしまいます。

何も書いていないと、添加されていないと思い込んでしまう。免除規定があることで実態が分からなくなっているという流れがあるかと思います。これは、表示の信頼性を損なうことにもなってくると思いますし、そういう意味も含めて、私はこの際ですから、表示の免除規定はきちんと見直した方がいいと思います。

先ほどの消費者委員会の食品表示部会の中で、そのような話が出てきましたけれども、あるものは表示が義務付けられて、あるものが無いのはおかしいという話がありました。確かに、そのときは時間も無かったのであまり議論が深まらなかったのですが、今、まさにこの議論をするときだろうと思います。

もう一つ質問があります。1ページの説明にあるように、栄養機能食品と特保に関しては、その表示は不要とされているのでしょうか。栄養機能食品と特保は健康増進法だから、表示が必要なののでしょうか。必要なのですね。では、保健機能食品と特別用途食品は全て必要。この書き方だとそれが分かりませんでした。

○食品表示企画課長 「表示が不要とされている（特別用途食品及び機能性表示食品を除く）」ということなので、特別用途食品と機能性表示食品は表示が必要になるということです。

○森田委員 特保と栄養機能食品はどうですか。表示は必要ですね。別の法規定でなっているということですね。

○食品表示企画課長 特保は書くことになっていますが、調べて後ほど回答します。

○森田委員 事程左様に、あるものが義務付けられて、あるものが義務付けられていないという不公平な状況は、消費者にとってとても分かりにくいし、事業者も遵守しにくいというところもあるかと思います。そういう観点からも義務としたらいいのではないかと思います。

○西島座長 稲見委員にお伺いしたいのですが、限定された食品について、お話しされると非常に納得する、説得力があるのですが、これが加えたものなのか、天然なのか、行政としてできないこともあるのではないかと思います、その辺も含めて。

○稲見委員 御指名でございますので、回答させていただきますと、制度ができれば、その表示が正しいかどうかを確認していくのが私ども自治体の役割かなと考えています。栄養成分の場合は、成分を分析しても天然由来なのか添加したものなのか違いが分かりません。食品成分表などを見比べて、これぐらい多いから添加されているのではないかという推測をつけて、その後に社会的検証ですね。製造者の方に当たって、使っているのであれば表示してください、使っていないのであれば、それは天然由来ということで確認するという作業になっています。それをするに当たって、判断ツリーみたいなものも是非一緒に検討いただけるとありがたいかなと考えています。

○西島座長　ありがとうございます。

森田委員、個々の狭い範囲の話だと非常に説得力があるように聞こえますが、食品全体とか、あるいは栄養成分の公平性という点では、各委員がおっしゃったのでよく分かるのですが、優先順位として非常に重要だとお考えですか。

○森田委員　優先順位という意味では、栄養成分表示があるからいいのではないかというお話も確かにあるかと思います。なので、恐らく座長がおっしゃりたいのは、義務化することに伴う、様々な事業者に対する負担が大きいのではないかということでしょうか。実際に栄養強化する目的で添加している場合は、自主的に表示しているのがほとんどだと思います。ただ、これは調査してみないと分からなくて、書いてあるものがほとんどだからと書いていないものに関して、一個一個、これは栄養強化の目的で使っていますかと聞いているわけではないので、分からないわけです。

例えば、お茶のビタミンCも、ホームページを見たら、酸化防止剤ではなく栄養強化の目的と分かりますけれども、書いてあれば分かりますけれども、何も書いていないと分からない。調査したら分かるのかどうかということもよく分からないのですけれども。実行可能性という観点から言うと、免除表示には3つあって、加工助剤とキャリーオーバーと栄養強化の目的ですけれども、加工助剤とキャリーオーバーは、国際的に見ても表示免除ということですし、ほかの食品メーカーの方でも書いていない事例がほとんどだと思いますが、3つ目の栄養強化の目的は実態として書いているところが多いと思います。そうであれば、実行可能性がほかの2つと同じようにとてもハードルが高いということではないのではないかと思います。

あと、国際的に見たら、海外では栄養添加したものは添加物ではないわけですが、表示しているわけですね。輸出の場合はちゃんと表示しているわけです。海外のものはそうやって表示しているのに、日本だけ表示免除というのもどうでしょうか。加工助剤とキャリーオーバーは、海外も含めて整合性がとれていると思いますが、この栄養強化の目的で使用了添加物の表示に関しては、国際的に見ても整合性がとれていない。そもそも添加物にすることは整合性がとれていないのですけれども、免除表示は加工助剤とキャリーオーバーと分けて考えていいのではないかと思います。

過去のまとめ方はあるかと思いますが、昭和62年からこの間、栄養に関しての消費者の関心は高まっていますし、栄養成分表示もきちんと義務化されたということがありますので、添加物に関しても、加工助剤とキャリーオーバーと分けて、栄養強化の目的のものは表示するというのは、実行可能性という点から見ても、国際的に見ても、そんなにおかしくないのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○西島座長　大熊委員、いかがでしょうか。

○大熊委員　いろいろお話を聞いていて思いますのは、実行可能性という問題と栄養の問題に関しましては、まず栄養成分表示の義務化が第1ステップだと思います。消費者が知りたいことは何かというのが表示の原点にあることを考えると、まず栄養成分表示の義務化

が必要。これが2020年4月1日完全施行。ところが、この義務規定に関しても、まだ実行されていない商品がたくさんあります。今後、この問題の方が先ではと思います。

栄養成分表示の中でお客様が特に知りたいのは、食塩相当量、カロリーの2つですね。ですから、免除規定、省略規定になっているスーパーの日替わりお弁当であっても、消費者サイドを考えた場合に、お弁当ラベルの上の部分にカロリー表示をする、栄養成分表示をしているという実態です。消費者が知りたい視点に合わせているからこそその表示だという点も重要な点じゃないかと思います。もちろん、食塩相当量に関しては、厚生労働省様の男性8g、女性7gという一つの指針が出ています。そういうところとの整合性も考え、第1ステップは栄養成分表示の義務化をまず徹底して、消費者の求めることに応えていくということが第一前提ではないかと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

武石委員、いかがでしょう。

○武石委員 冒頭に申したとおりですが、森田委員から、全て事実上、表示されているではないかというお話がございましたが、確認しておりませんが、少なくとも省略規定を活用している商品も幾つかあるのは事実でございます。書いてあると言っても、用途名は書いていなくて、おっしゃるようにビタミンCとかという形で書いてあって、必要なものはしっかり書いておりますが、全て実行可能かと言われると、そうでもない。少なくとも現状をよく整理した上で対応すべきではないかというのが1点と、おっしゃるように、添加物はコーデックスでも除かれておりますので、整理としては栄養成分の話だと思います。栄養成分について言うと、さっき大熊委員がおっしゃったように、必要な状況については義務化ということで、今、その方向で一生懸命やっているので、義務化の対象品目でないものについて、さらに追加するということについては、事業者の負担も大きいと思いますし、必要性があるのかなというのは疑問に思います。

○西島座長 稲見委員、栄養成分としてトータルというのは、行政で検査すれば分かるのですか。

○稲見委員 分析すれば出てまいりますので、トータルの量を把握することは可能です。

○西島座長 ありがとうございます。

有田委員、何か御意見ありますでしょうか。

○有田委員 私は、森田さんと同じように考えていまして、コーデックスなど海外に合わせていくということも1つあるのですが、知りたい情報、先ほど大熊委員がおっしゃった、例えば塩分が一番知りたい、次に糖分、カロリー表示もあるかもしれないです。けれども、今、いろいろな食品から強化した栄養を取ろうとする人が多かったりしますので、複合的に取り過ぎたりする可能性もあります。

とすると、そこに強化の目的で入れてあるものが、栄養強化なのか、それとも先ほどおっしゃったような、微量ではあるけれども、お茶に褐変防止みたいな形、マーガリンでもありますけれども、酸化防止剤でビタミンEを入れる。それは、あくまでも栄養強化とい

うことで入れているのではなくて、酸化防止という形で入れていることが多いと思うのです。栄養強化目的で使用されるものは整理して、難しいところはあると武石委員はおっしゃったのですけれども、実際問題、書かれているものがあるのであれば載せていくことが必要ではないでしょうか。私は消費者の知る権利という点からも必要だと考えていますし、その方向があるべき姿と思っています。

○西島座長 そうしますと、トータルとして、例えばビタミンB1がどうかというよりも、添加物としてどのぐらい使ったかというのが知りたい。

○有田委員 もちろん、添加物として知りたいと言っても、それは栄養強化の目的とは違いますので、微量だと思います。そこまでの数字は求めているのですが、栄養強化の目的で使用されるものについては、機能性表示じゃないのですけれども、それと同じ栄養強化という形でどういうものが使われているか。済みません、座長が悩まれているみたいなので、結論としては、私は森田さんがおっしゃったことと同様と考えています。

○西島座長 上田委員、いかがでしょうか。

○上田委員 意見ではないのですが、消費者意向調査、あるいはそれに類する過去の調査で、栄養強化目的で使ったビタミン等を表示してほしいという要望について調べられた例がありますでしょうか。

○食品表示企画課課長補佐 栄養強化目的での意向調査というのは、特にやっていないです。

○西島座長 森田委員、どうぞ。

○森田委員 先ほどからお話を聞いておりますと、栄養成分表示の義務表示が2020年4月からで、それを第一優先にということをおっしゃっておられて、もちろんそのとおりだと思います。何も栄養成分表示でビタミンとかミネラルの表示義務化と言っているのではないのです。今のままの栄養成分表示のルールでいいと思っていますし、栄養強化をしたら栄養添加した添加物の物質名も書く。用途名をつけると、また実行可能性が低くなると思いますから、今、ほとんどのメーカーでやられているように添加した物質名を並べるということをしていただいて、栄養成分表示は事業者の任意でやっていただければいいと思います。

先ほどから栄養添加したものを書くことと、栄養表示というのはくっつけ考えられますけれども、別に考えてもらった方がいいと思います。

○西島座長 そうすると、例えばお弁当を買ったときに、その中のビタミンB1とかCがどのぐらい入っているかというよりも、添加したものがどのぐらいかというほうが重要とお考えですか。

○森田委員 添加量と物質名を両方書いてほしいということではなくて、今、ほとんどのメーカーがやられているように、添加したものは書く。そして、全体に含まれている栄養成分表示は、任意表示で書くということでもいいのではないかと考えております。プラスして、何も用途名でくくるとか、栄養表示は必ず書かないといけないということを言ってい

るのではなくて、国際的にも添加したビタミンは書かれているわけですから、それを書いてほしいと言っているだけです。

○西島座長 どうぞ。

○武石委員 ちょっとおかしいと思います。栄養成分にこだわられるのであれば、義務化で、例えばビタミンAを含んでいる場合は、従来物質を含めて、添加した分との総量を書くのであれば、栄養成分をきちんとバランスよく取るという意味で参考になると思いますが、既存の成分量を分析しないで、それは任意にしておいて、添加したものだけ書くということだけでは、本来の栄養成分について知りたい情報というのを消費者に提供することにはならないのではないかと思います。

○西島座長 どうぞ。

○森田委員 それでしたら、今、お茶にビタミンCと書いてありますね。栄養成分表示はビタミンCは書いていないものが多いです。武石委員がおっしゃっているのは、栄養成分表示があればいい、栄養成分表示があれば、ビタミンとかを書かなくていいということですか。添加していても、していなくても関係ないだろうということでしょうか。

○武石委員 添加を義務化するという意味であれば、栄養成分表示として整理してからやるべきだということです。

○森田委員 それは、添加を義務化する場合に栄養成分表示をペアできちんとするべきだということ。それは、義務化でいいということでしょうか。

○武石委員 だから、そういうニーズが本当にあるのであれば、栄養成分表示全体で議論されればいいと思いますけれども、少なくともここは添加物表示の検討会でありますから、食衛法の考え方を引きずった現在では、添加物から栄養成分関係を除くという整理で、その表示はずっと行われてきているので、それは栄養成分としてきちんと整理すべきであれば、別途栄養成分の専門家の方に集まっていただいて、ビタミンについて、今、義務化しなければいけないほど、日本の栄養成分についての状況がよくないなら、それも含めて、そちらのほうで整理していくべきではないかと思います。

○有田委員 意見では無くて質問ですけども、よろしいですか。

○西島座長 はい。

○有田委員 今日のところで、選択肢に応じた添加物の表示例が6ページに書かれています。そこで十分な議論をした方がいいと思いますし、難しいという御意見も理解しつつも、書いていただきたいという事で、チョコレートの例、1と2と3で、今後、表示としてどれを求められているかということ言えば、2番の「栄養」ということで用途名を先に表示して、でも義務表示の栄養成分の表示も行う。森田さんに質問ですけども、そういう2つをおっしゃったのですか。

○森田委員 いえ、私は1番の方で、現行が1番のものが多いので、1番だったら実行可能性ということでも高いでしょう。2番の「栄養」とか「栄養強化」とすると、今までの懸念のように、消費者を逆に誤認させるかもしれない。ちょっとの量しか入っていないの

に、ああいうふうにビタミンEとか書くと誤認させるかもしれないので、物質名のままで、1番で書いて、用途名なしで義務表示とすればいいのではないかということです。

○有田委員 分かりました。説明を伺っていて、そういうふうにおっしゃったように聞こえなかったものですから、確認させていただきました。

○西島座長 上田委員。

○上田委員 先ほど消費者庁は、消費者の意向を調査したことは無いということだったのですが、栄養成分としてどういうものが知りたいかといった、添加物に特化したもの以外の調査もきっとあると思います。消費者の方の意向というものが無い中で、この検討会の委員が議論するというのも物足りないといえますか、いかがなものかなという気もしております。消費者の方々の要望、事業者の実行可能性、両方とも大事だと思っています。そういうものがあつた上でないと、私としては意見は出せないと思っております。

○西島座長 ほかに御意見ありますか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 佐藤です。

森田委員は現状維持でよいということをおっしゃったのでしょうか。

○森田委員 現状維持じゃありません。表示した方がいいということを申しました。

○佐藤委員 全て表示ということでしょうか。

○森田委員 添加したものは全て表示した方がいいです。

○佐藤委員 現状、皆さんが書いているので、多分それとあまり変わらないだろうということであれば、現状維持とともとれるのかなと思ったのですが、もし仮に現状維持として、その場合に特別用途食品とか機能性食品も、今、表示しているのは現状維持というか、任意ということで、あと、農産物といったものも全部任意と、全て一本化というか、そういうことにしましょうということも可能なのでしょうか。

○西島座長 事務局、いかがでしょうか。

○食品表示企画課課長補佐 一本化ということは、全ての食品に対して。

○佐藤委員 全ての食品に対して、任意で書きたい場合は書いていいです的な感じにする。

○食品表示企画課課長補佐 そのパターンで行くと、任意とするのであれば、4ページの表の真ん中のところ、全ての食品で表示を要しないということが選択肢になってくるのですが、この場合、要しないとしているだけであって、禁止しているわけではないので、表示していただくことは可能です。

○西島座長 中垣委員、どうぞ。

○中垣委員 私が最初に中途半端なことを言ってしまったので、混乱させてしまったのではなかろうかと反省しております。そういう意味で、私なりに整理してみたいと思います。

まず、1点目としては、現行の規制が論理的に妥当かと言われると、これは妥当ではないというのを大体の先生方がおっしゃっている。恐らく、それは事務局もそうで、4ページの資料を見てみると、全ての食品に義務付けるか、要しないか、現状維持。現状維持が

あるにしろ、どっちかにするしか方法は無いのだろうとお考えなのかなと推測しているところ。その上で、全てに義務付けるか、要しないかというところで、どちらも誤解を生じるおそれがあるとは思いますが、一方では、先ほど来、森田さんから、多くの食品に書かれているのではないかという御指摘もあるし、そうだとすると、全ての食品に表示を義務付ける方向に持っていく方向なのかなと思うわけです。

ただ、その方向で行こうとすると、先ほど稲見委員からあったように、監視の可能性とか業者の負担の問題。逆に申し上げると、多くの業者が既書いているとなると負担は無いのですが、そうであれば今のままでもいいわけで、恐らくそうじゃないからこそ、全部に義務付けようとしているところから見ると、相当の負担があるのかもしれない。そこは、よくよく調べてみないと分からない。

3番目の問題としては、一番難しいのは、5ページにある一元化検討会あるいは表示部会において、優先順位という議論が出てきます。このビタミン、ミネラルの表示を義務付けることがそんなに優先順位が高いのだろうかということを考えていくと、必ずしもそういうことではないのではないかな。一括名等においても、ウェブ等を活用する方策が、確か坂田委員から御発言あったかと思うし、私もそちらの方向じゃないかと思うのですが、そういう方向も1つあるのか、あるいは最後の食品表示全体像のところでもそういった議論が交わされていますので、そういう動きを見ながら、これはやっていけばいいのかなとも思います。

仮に多くの食品で既に表示されているとすると、ある程度の情報は伝わっているという見方もできますし、今、データが限られている中で、それを結論付けるのもなかなか難しいのかなと考えております。

○西島座長　ありがとうございます。

森田委員の言うのは非常によく分かるのです。御存じだと思うのですが、日本の食品メーカーの8割以上が中小、小に近いのです。そういうことを考えて、優先順位とか、いろいろなことを考えて。でも、やった方がいいというのは私も分かりますけれども、その辺、十分お考えの上に一言。

○森田委員　優先順位という観点とか、監視の観点とかもあると思いますし、中小事業者が多いという観点もあると思いますが、栄養強化しているものに関して、大手だからやっているとか、中小だからやっていないということではないのかなと思います。表示免除となっていない食品では中小事業者でもやっています。時代が昭和62年と今とでは違って、栄養成分表示もよく活用するし、それから原材料もよく見てくださいますよと言っている時代に、その栄養成分を強調しているときに、添加物由来かどうかという情報はあった方がよいです。

例えば、ほかの添加物のいろいろな調査をしていたら、優先順位という点からすると、そちらの方がもしかしたら高いかもしれません。

○西島座長　先ほど大熊委員が優先順位をお話になりましたね。そういうことも含めて。

○森田委員 添加されているものは表示してほしいというのは、消費者系の委員皆の総意だと思います。

○西島座長 それは分かります。

○森田委員 なので、そのところは、本当にできるかどうか。それであれば調査をするとか、実行可能性の点において、どれだけ本当に大変なのかというところの調査をしてもらえればいいのかと思います。

ちょっと懸念していますのは、例えばビタミンCを使うときに、ビタミンCは酸化防止剤でもあり、褐変防止剤でもあり、それから栄養の添加といういろいろな用途があるときに、本当は酸化防止剤なのだけれども栄養強化と言ってしまえば書かない場合もあるかもしれないという点ですね。そういうふうはこの免除規定がよいように使われるということがあると、表示の信頼性ということも問題があると思います。

ですから、例外とか、ただでさえ品目でもばらつきがあるのに、例外を設けない方がいいのではないかなと思っています。

○西島座長 坂田委員、どうぞ。

○坂田委員 今、森田委員がおっしゃったように、ビタミンCを、免除規定によって書かない場合もありうるわけですが、例えばビタミンB1、チアミンラウリル硫酸塩とかグリシンなどは、日持ち向上剤として使われることが多いわけですが、事業者がこれも栄養強化目的だといって省略してしまうと、それが入っていることすら認識できないということになってしまうので、これは書くべきだと思います。消費者団体のヒアリングでも、添加したものは入れてほしいという御意見が多かったと思いますので、それは消費者の多くが望んでいることだと思います。

○西島座長 佐藤委員、水溶性ビタミンというのは、取り過ぎても、尿に出てしまいますね。その辺も含めて。

○佐藤委員 だから、栄養強化ではないのに、栄養強化だから書かないという事業者はいけないと思います。本当に栄養強化であれば書く必要がなく、それは栄養成分の方に書く。そういうことをしてくれれば、日持ち向上剤として使ったものは栄養強化ではなくて、ちゃんと表示してくれれば消費者も理解できるのですけれども、それをごまかして、栄養強化だから免除という使い方をするのは非常によくないことだと思います。

○西島座長 浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 消費者の立場から言うと、栄養強化目的で入れるということは、含有量が非常に気になる場所ですから、例えばビタミンであっても、栄養成分表示の方でどのぐらいの含有量ということできちんと示していただいた方が、消費者としてはいいと思います。けれども、それは栄養成分表示を検討するときに検討してもらうとして、今やっているのは添加物の表示で、栄養強化目的のものも添加物として日本では分類しているのですから、使ったものはきちんと表示すべきだと思います。消費者がそれを必要としているかどうかというところとは別に、免除されているものとそうでないものがあるというのは、とても

おかしいところがありますので、そこは全て表示すべきだと思います。

多くの事業者が既に表示しているという話を私も聞いていますので、事業者の方で負担になるということだったら、それがどのぐらいなのかというところを調査していただいて、余りにも負担になるようだったら考えるということもあるのですけれども、私はちゃんと書くべきだと思います。

○西島座長 森田委員。

○森田委員 ちょっとしつこいようですが、事例で言いますと、野菜の果汁で大手の2つの商品があって、一つの商品は何も加えていないものですが、一つの商品は1日分の〇〇という形で、いろいろな栄養強化剤を添加物として入れています。ビタミンとかを補っている。両方ともコンセプトがあって、何も加えないというコンセプトのところと、野菜ジュースの製造工程で失ったものを添加物で補おうというコンセプトがあります。今、果汁飲料でこれは義務とされているので、添加物が書いてある場合はこっちは添加物ときちゃんと読めるのです。

ですから、野菜ジュースを買うときは、これは添加されているのかどうかというのは、一括名と栄養成分表示と両方見て確認できるのですけれども、この規定がもし無くなってしまったら、添加されているのか、添加されていないのか、分からなくなってしまうので、そういう意味でも、大事な情報だと思います。

○西島座長 中垣委員、どうぞ。

○中垣委員 本日は私の発言をきっかけに、議論が盛り上がるようなことになっていて、申し訳ないなと思いながら申し上げますが、現行の規定は論理的ではないというのは、大体皆さんが一致している。では、全食品に対して免除するのか、全食品に義務付けるのかということを考えていくと、どちらにも消費者に誤解を与えるような要素があるのだけれども、多くの食品が任意表示されているという事実があるとすれば、それは全部にかけるような方向でいいのではないのだろうか。

では、そちらの方向で行くときに、3年後とか5年後という形で義務付けるという議論をやるのかということを議論すると、方向性は大体それであるとしても、ではどうするのだという議論になると、業者の実行可能性であったり、負担であったり、更にはスペースの問題を考えなければいけません。

一元化の報告書とか食品表示の全体像を議論されているところから言われているのは、スペースが限られている、優先順位ということで、そもそも食品添加物表示の中で、これが一番の優先順位というものなのかどうかという議論はあるのかなというのは、私、感じているところでして、その方向性についてまで、私、議論しようといった発言ではなかったので、前回の発言はそういう発言だったということを改めて説明させていただきます。

○西島座長 佐藤委員、何か追加の御発言ありませんか。

○佐藤委員 済みません、大変勉強不足で恥ずかしいのですけれども、海外では栄養強化目的は添加物ではないのですが、その化合物はどこかに表示されている。コーデックスと

かでは、栄養成分は原材料として表示するのですか。

○食品表示企画課課長補佐 コーデックスの表示例ではないのですが、今回、お示しさせていただきました、最終ページにあるオーストラリアとニュージーランドの例で見ますと、分類名を書いた後に番号あるいは物質名を表示していくという規定になっています。1.2.4-7と1.2.4-8です。

○佐藤委員 それ以外の国はどういう表示になっていますか。

○食品表示企画課課長補佐 申し訳ございません。それ以外のところは今回は調べていないです。ただ、少なくとも免除とか、そういった規定は書かれていないので。

○佐藤委員 では、どこかには。

○食品表示企画課課長補佐 書かれていると思っています。

○西島座長 各委員の発言を聞きますと、一つ一つなるほどと思うのですが、トータルとして考えると、これはなかなか難しい問題がありますね。それで、今までの議論を整理しますと、現状のように一部の食品にのみ表示義務を課していることは、消費者にとっては分かりづらいため、全て表示するという方向が妥当であります。その際、誤解のないような表示にしなければいけないということがありました。一方で、表示義務を課する場合、実際にどのぐらいの事業者が表示しているのか、表示させることで事業者にどのぐらいの影響、例えばコストの負担があるのかといったことは把握する必要があると思います。

このため、事務局には、全て表示させるということを前提として、栄養強化目的で使った添加物表示に関する表示の意向や、事業者の影響等の実態を調査していただくということではいかがかと思います。その調査結果や表示の事項間の優先度、スペースの問題も含めて議論する食品表示部会の食品表示の全体像の議論の結論を踏まえ、どのように表示させていくかを検討していただくことがいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○有田委員 座長がこちらを見られて何か発言を促されている感じがしますが、私が結論を出すわけではないので、そういうことでしか、この場ではまとまりませんね。

○西島座長 おっしゃるとおりだと思います。では、そういうことにさせていただければと思います。

ありがとうございました。それでは、論点4の議論をこれで一旦締めたいと思います。

ちょっと長引きましたので、あの時計で30分まで休憩を入れたと思いますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

○西島座長 それでは、続いて、論点5の資料2について事務局より説明をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 それでは、資料2を御覧ください。本検討会は、食品表示の検討会でありますので、事務局としても食品表示企画課であることから、食品表示を主体としての普及、啓発、消費者教育の資料としております。

1枚おめくりください。まず、消費者庁で実施した消費者意向調査について説明します。

1枚おめくりください。向かって左側のQ52ですけれども、第1回検討会資料でも掲載していますが、食品添加物は、安全性が確認されたものであったり、国内で長いこと使用されて、国が使用を認めたものだけが使えるということを知っていますかという質問をしたところ、その認知度は全体の3割5分という状況を示した結果です。

それから、向かって右側のQ53ですけれども、Q52で知っているという回答された3割5分の方に対して、その情報源をどこから取っているのかという質問を投げかけた結果です。圧倒的に新聞、ニュース、雑誌等が75%を超えるような数値を示しています。

更に詳しく見ていきますと、消費者庁、行政、食品会社、消費者団体のウェブサイトやパンフレットというものも参考にされているという結果が得られておりまして、特に食品会社等のウェブサイト、お客様相談等につきましては、13.3%ということで、この中で比較的割合が高くなっています。また、この質問は複数回答可の質問でありますけれども、それぞれを合計しますと、ウェブサイトやパンフレットは3割ほどが情報源にしているという結果が得られております。

それから、10代、20代の世代は、新聞やニュースから情報を得る割合というのが、ほかの世代よりも少し少なくなっておりまして、ウェブから情報を得ている割合が少し高目といった結果が得られております。世代に応じた情報発信というものを考えていく上で、こういった傾向は参考になると考えており、この結果をまず示させていただきました。

1枚おめくりください。普及、啓発、消費者教育と言いましても、行政が行うもの、事業者が行うもの、消費者が行うものと、様々ありますので、それぞれの現在の取組を簡単に紹介させていただきます。

1枚おめくりください。まず、こちらの資料は、消費者庁のウェブサイトに掲載されているもので、消費者教育推進課の消費者教育ポータルサイトだったり、消費者安全課の方で実施している食品のリスクコミュニケーションに関するものを掲げております。

1枚おめくりください。こちらのページは、我々食品表示企画課の方で実施している消費者セミナーについてですけれども、平成30年度から、食品を購入する頻度が高い主婦層を対象に、原料原産地表示を中心に表示の見方について解説を行っています。このセミナーでは、原料原産地表示に限らず、食品添加物表示の見方だったり、添加物の働きといったところについても解説を行っています。平成30年度は、30カ所を超える地域で、全国約1600人に対してセミナーを実施しております。

1枚おめくりください。こちらは、食品安全委員会のウェブサイトから引用したものです。Twitterを使用した情報発信も行われています。

1枚おめくりください。こちらは、文部科学省のウェブサイトにあるものです。学校で

の総合的な学習の時間を支援する取組を行っておりまして、そこに講師派遣だったり、資料提供の登録が可能となっております。登録は、行政だけでなく、事業者団体や企業も登録可能で、上田委員が所属されている日本食品添加物協会もこのサイトに登録されています。

1枚おめくりください。こちらは、厚生労働省の情報発信のサイトです。食品添加物の安全確保に関する情報発信を行っています。

次のページに進んでください。こちらは、農林水産省のウェブサイトで消費者向けに情報発信を行っている例です。消費者の部屋というものを設置して、そこで情報発信を行ったり、あるいは食育推進全国大会を開催したりして、食育を積極的に行われています。特に食品表示に関して言えば、栄養成分表示を食育に盛り込んでいますので、こういったところに食品添加物の表示というものを取り入れて、農林水産省と連携して普及啓発を行うといった方法も考えられます。

1枚おめくりください。これは、稲見委員が所属されている東京都のホームページで、これまでの検討会の中でも「食品衛生の窓」をよく御覧になっているような御発言もありましたけれども、東京都の方で情報発信を行っているところを取り上げております。

次のページに進んでください。今までのところは行政の取組でしたが、このページからは消費者団体の取組を紹介させていただきます。有田委員が所属されています主婦連合会や、浦郷委員が所属されています全国消費者団体連絡会では、食品に関する様々な学習会が実施されていまして、そういった実施結果等をホームページの方に掲載されています。本日、有田委員からも資料提供がされていますので、それは後ほど御説明いただくこととなっています。

1枚おめくりください。こちらは、坂田委員が所属されている全国消費生活相談員協会のウェブサイトの一部です。食品表示に関する講座を開催したり、表示に関する冊子を作成したりするといった取組が行われております。

次のページに進んでください。こちらは、森田委員が所属されているフード・コミュニケーション・コンパスのウェブサイトの一部です。添加物の表示だったり、遺伝子組換え表示等、食品表示に特化した情報も積極的に発信されています。

1枚おめくりください。それから、事業者の取組の事例としまして、こちらは上田委員が所属されています日本食品添加物協会のウェブサイトの一部です。食品添加物について普及、啓発用の資料を作成したり、夏休みに子供向けの体験教室を開いて、添加物に対する教育を行われております。

1枚おめくりください。こちらは、本検討会の第2回、第3回のときにヒアリングを行いましたけれども、そのヒアリングにお越しいただいた日本ハムさんと日本生活協同組合連合会さんのウェブサイトの一部です。添加物や栄養成分の表示と商品について、詳細な情報発信をしているものです。

1枚おめくりください。ここまで読み上げた資料を参考に、食品表示と絡めて、どのよ

うな消費者教育ができるのか、やっていくかということを考えていきます。

1枚おめくりください。まず、これまでの検討会で挙げた、普及、啓発や消費者教育に関する意見をまとめてあります。個々の意見は読み上げませんが、大きく学校教育とまとめておりますけれども、学校教育に関して意見が多く挙がっていきまして、この中で生徒に対する教育も重要ですが、その生徒を教える教師や栄養教諭といった方々への普及、啓発についての意見も挙がっております。

1枚おめくりください。それから、リスクコミュニケーションに関する意見も挙がっております。

さらには、消費者に求められることとして、情報を冷静に読み解く力が不足しているという意見や、科学的な物の考え方をする必要があるといった意見も挙がっておりました。

また、事業者と行政に求められることとして、事実をしっかりと発信していくことだったり、消費者教育につきましても、企業も行政も皆で行うべきといった意見も挙がっております。

1枚おめくりください。では、普及、啓発、消費者教育を行っていく上で、どういった内容を消費者へ伝えていくのかというところで、消費者が食品添加物の表示をきちんと理解していくためには、まず食品添加物がどういった役割を果たしているのかを理解していただくとともに、どのように国がその使用を認めているのかについて、理解していただく必要があります。こちらが前提条件となります。

表示の見方の説明に加えまして、食品添加物がどのような食品に、どのような目的で使用されているのかといったことや、必要な量だけ使用されるといったこと。さらには、国が使用を認めたものであることや、必要な量が守られている限り、安全性に影響はないこと。こういったことは伝えるべきことでありますし、実際こういったところは、先ほど食品表示セミナーのお話をさせていただきましたけれども、その中でもお話しさせていただいている内容です。

また、この検討会で、論点3で添加物不使用に関する表示が議論されましたけれども、こういったところは、我々の食品表示セミナーの中でも特段説明等はしておりませんので、今後、表示の見方の一部として盛り込んでいく必要があると考えております。そして、普及、啓発の中で留意していくべきことは、科学的知見に基づいた情報発信が必要だということを留意点として挙げております。

1枚おめくりください。それから、一番最初のページで、世代別で情報源が異なる傾向があるということを示させていただきましたけれども、食品添加物表示の普及、啓発を行っていく上で、世代別に戦略を立てることが効果的だと考えられます。世代別に教育手段を考えていく上で、まずは行政、消費者団体、事業者団体も含めた事業者、そういったところでどのようなことができるのか、やっていくべきかを整理しております。

ここまでの検討会で、行政間の連携に関する意見は挙がっていますし、実際にリスクコミュニケーションなど、連携して行っている部分があります。特に、先ほど説明させてい

ただいた食育という切り口であれば、農林水産省を初めとした他省庁との連携を取りやすいと考えております。

また、消費者団体、こちらは現在、行われているような学習会やウェブサイトの充実を引き続き実施していただくことになると思います。また、事業者の方の情報発信は、先ほどの説明の中でも触れましたけれども、消費者も相当数、ウェブやお客様相談窓口を利用されているようですので、ぜひ積極的な情報発信に努めていただきたいと考えております。

さらには、一括表示で表示されないものだったり、使用した目的について問合せ、対応できるような相談窓口の対応者だったり、社内教育の充実だったり、窓口の開設といったことをより一層進めていただく。そういったところがやっていただきたいところと考えております。

こういった取組をすることによって、論点1、2、3、それから論点4は、本日議論された内容ですので、括弧を付けておりますけれども、ほかの論点を補完することにもつながっていくものと考えております。

1枚おめくりください。こちらの資料は、情報の流れを示したものです。行政は、その施策について情報発信を行います。例えば、消費者庁が直接消費者に情報発信する機会も、もちろんあります。ただ、事業者、マスコミ、自治体、消費者団体と、情報の流れの中でそれぞれの役割を果たしていくこともあります。そう考えますと、行政も含めて、それぞれの団体等が個々に動くのではなくて、行政と消費者団体、事業者、マスコミも連携して情報発信することが効果的と考えられます。

1枚おめくりください。実際に取り得る普及、啓発の手段を考えております。一番左側が世代別を示していきまして、その次が行政がやっていく内容ですけれども、これまで我々が行ってきた食品表示の説明会というのは、依頼に基づいて実施してきているものですし、世代別に内容を変えたりといったことはしてきておりません。先ほども説明させていただきましたけれども、今後、効果的な普及、啓発を行っていくためには、世代別に内容、手段というものを考えていく必要があります。

世代に応じて考えていきますと、例えば幼児のところ。これは、直接、幼児向けということではなくて、例えば保育園だったり、幼稚園の栄養士や給食の調理員、保育士さんに対して食品添加物表示の見方とともに、添加物について勉強を行うといったことが考えられます。また、保育士、栄養士の方で作成するような保育園便りのようなもの、あるいは給食便りのようなものが配られますと、保護者が一読することになって、そういったところから理解につながっていくといったことも考えられます。

それから、小・中学生は、生徒に対して、そして栄養士や栄養教諭等の教育担当者に対して、併せて勉強会等で学んでいただく。これら専門職の場合は、頻繁に勉強会を開催されていると伺っておりますし、学校給食と専門職向け雑誌に添加物使用の話を展開していただけることも考えられます。また、これによって、子供が学校で学んできたことが親へ伝わるという効果も期待できます。

さらに、特に学生やその教育現場におられる職員に対して、普及、啓発していくのは、職域連携していくのが効果的と考えております。学生に教えることで、その場に同席されるであろう教育者に対しても正しい情報発信ができます。そして、その情報を得た子供や教育者が正確な情報発信を、親世代にしていくという情報の流れも期待できるのではないかと考えております。

それから、もう少し上の世代、高校生くらいになってきますと、ウェブから情報を取っているということもありますので、行政も含めたそれぞれの団体の方ではウェブサイトの充実ということがありますがけれども、専門学生や大学生といった方々は、将来、栄養士になれるような方もいらっしゃると思いますので、そういった学校に通われる方にターゲット絞って消費者教育を行っていくといった方法も効果的ではないかと考えております。

また、子育て世代は、出産を通じて食生活を見直すきっかけがある世代で、食品に特に関心が高い世代だと思いますので、食品添加物表示の普及、啓発に当たっては、ターゲットとして重要であると考えています。この世代に対しましては、例えば母子保健の取組と連携して情報発信するといったやり方もあると思います。

さらに、行政だけでなく、例えば保育園や学校で配布されるフリーペーパーを発行しているような機関と連携して、添加物の表示に関して記事にしてもらおう。そういった紙媒体につきましては、持ち帰った親世代の方が一読されると思います。食に関する子育て世代向けの雑誌や、若年層に対しての雑誌と連携して情報発信することも考えられます。

それから、事業者との連携ですけれども、例えば子供向けイベントで連携したりということも考えられます。このように、ターゲットに応じて、普及、啓発には様々な手段が考えられます。

1枚おめくりください。これまで各論点を御議論いただいた際も、普及、啓発に関する意見というものは多く挙がっていました。論点5の消費者教育が充実することで、論点1の一括名表示や類別名表示、論点2の用途名表示、論点3の添加物不使用の表示、論点4は、先ほど御議論いただいたばかりですけれども、各論点の理解を促し、適切な商品選択につなげられるのではないかとといったことを期待しております。

1枚おめくりください。こちらは、再掲の資料になります。文部科学省の中学校と高等学校の指導要領の再掲ですので、説明は割愛させていただきます。

1枚おめくりください。先ほどフリーペーパーの話をさせていただきましたけれども、様々な情報発信ツールがありますので、例としてそれらを集めてみました。例えば、こちらに挙げられている「あんふあん」「ぎゅって」というものは、子育て世代向けに首都圏の保育園だったり、幼稚園で配布されていますし、「エコチル」というのは、首都圏の小学校の生徒一人一人に配られております。また、丸の内キッズジャンボリーは、毎年夏休みに小学生を対象に開催される体験型イベントがありまして、行政や民間企業が様々なプログラムを開催しておりますので、こういった場も利用して情報発信していくことも考えられます。

1枚おめくりください。これ以降につきましては、これまでの検討会で挙げた意見をまとめたものですので、個々の読み上げは割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○西島座長 ありがとうございました。

続きまして、この論点に関連して、各委員から資料を御提供いただいておりますので、有田委員、上田委員、武石委員の順で、提出していただきました意見書について御説明を頂きたいと思います。

それでは、まず、有田委員からお願いします。

○有田委員 ありがとうございます。

今回の資料で各消費者団体のホームページから消費者庁の方がピックアップしてくださった中で、主婦連合会が発信している食の関連情報が少し薄い感じがしました。ホームページだけではなくて、機関紙を毎月1回発行していて、その機関紙でも食に関して情報発信をしています。また、その機関紙に連載している「化学物質 何ジャ問ジャ」というコーナーがあり、私が書いていて、そこでも食品添加物についても書いています。ただし、食品添加物に特化して書いているわけではなくて、化学物質全般で洗剤の問題など様々です。最新のものはホームページにアップしていなくて、それ以前のものは、アップしています。補足資料として提出したものについて、意見書という形では出せませんでしたけれども、ここで説明させていただきたいと思っております。

表紙部分のトランス脂肪酸は、事業者の方が努力されて削減されているということで、「化学物質 何ジャ問ジャ」のコンセプトというか、考え方は、単に危ないとあおるのではなく、どちらかというリスクという考え方で書いています。現状はどういう状況なのか。添加物は基本的に安全ですが、国際的に言われていることなど情報提供をして後は御自分で考えてくださいという事で書いています。それから、次のページは、タイトルがタブロイド版みたいな書き方で、いかがなものかと思いますが、ネット上に書いてありましたので、そのまま使いました。「フライドポテトでハゲが治る?」。これは、横浜国立大学で、消泡剤にこういう効果がある。ただし、食べたからといって効果があるわけではないということを書きました。それから、オリーブで日本に入っているものは、硫酸銅で色を付けているものもある。これは、農水省にも問い合わせました。調べた結果、そういうことがあるということで、いずれも複数の信頼できるサイトを確認しながら書いています。

次の2018年4月は、膨張剤によるアルミ摂取に御用心という書き方をしていますが、これは要するにリスクの問題で、大人であつたら大丈夫でも、小さな子供たちがたくさん食べると、腎臓や膀胱への影響や握力の低下などが懸念されていますということです。もし避けたいと思うのであれば、例えばホットケーキなどを焼くときには、卵白をホイップしてふくらませて作ることによって代替できますという情報提供です。

そして、一番新しいのが2019年9月で、その後も続編を書いています。本来は意見書として提出したいと思っていたものです。最近気になっていたのが、食品添加物のポストハ

ハーベスト農薬は、売り場で1本ずつばらでバナナを売っていたらポップに書く、グレープフルーツやオレンジも、ばら売りをしていたらポップに書く、包材に包むなら包材に書くということだったと理解していました。ここ数年、ポップも包材への表示も見なくなりました。それはどうしてだろうというのがすごく気になっていて、今年8月以降、大手のスーパーやコンビニエンスストアなど調査し購入するなどして包材も集めていました。私が見て回った複数のスーパーやコンビニなど、どの売り場にもポストハーベストの表示がありませんでした。表示の指導はされているとは思いますが、それに違反したからといって罰則がないからでしょうか、表示はありませんでした。1990年代には、いろいろなところできちん表示されていたものが、最近されなくなっている。大手スーパーにヒアリングしようと思っていたのですが、そこまで手が回りませんでしたので売り場の状況調査だけです。

それとは別に、気になっていますのが、フルジオキサニルという農薬を新しくポストハーベストとして使用することについて食品安全委員会で検討され、そして評価結果報告書が出ています。その報告書の最後に、表示すべきという文言がついて報告書が出されているのですけれども、その後、使用の現状がどうなっているのか、調べても分かりません。使用されている現状も把握できない。

そもそも、この農薬は以前からイネや野菜に使われているので、新たにポストハーベストとして認められリンゴやモモ、幾つかの果物も、ミカンだけはそもそもほかのポストハーベストも使ってはいけないのですが、そういう状況の中で、添加物としてポストハーベストとして認めていていいのだろうかという思いが強かったということです。

給食の問題で、食品添加物は安全なのに「有害な」ということが書いてある。それが問題だと言うのですが、食品添加物に農薬で使われているものもある。実は、全部、表面を一旦洗ってカットしないと、包丁や可食部分に残る。売り場で移染しないか、生協の検査センターに実験してもらった事もあります。ポストハーベストを使っていないものも輸入し取り扱っているので、一緒に置くと移染するし、カットすると可食部分にも付くということも分かりました。そのような事が懸念される中で、学校給食の食品添加物の「有害」と言う表現は、その事なのではないか。他に何が問題なのだろうかと思いました。

これから先は先ほどの問題に戻るのですけれども、そういうふうにも売り場にもポップにも書かれていない現状の中で、新しいポストハーベスト農薬が認められて、そもそも元から農薬として使われていて、ここは表示の問題を取り扱うわけですから、安全か、安全じゃないかという問題ではないにしても、なぜ表示を今まで義務付けていたか。過去の輸入食品の歴史もあり、その上で新しいポストハーベスト、以前から使われていた農薬がポストハーベストとして使用される事から考えますと、加工食品として、実はカットフルーツ、皮付きのまま一緒にパックで売っていますが、それは加工食品で、表示で食品添加物が書かれているかといえ、書かれていません。そういうものも調べましたけれども、当然書かれていません。

そういう状況の中で、食品添加物問題として、この問題をどういうふうに考えるかということと言うと、これは農薬として考えて、食品添加物として捉えない方がいいのではないかということを意見として出したかったのです。今回は意見書という形ではなくて「農薬が食品添加物?」。2019年9月の「何ジャ問ジャ」の最後に「陳列棚などに表示がなければ、規定に違反している可能性があります」と書いていて、字数が決まっているので、実は「ポストハーベストを使っていないものは表示しなくて良いです。」までは書いていません。ポストハーベストの表示をしていない、書いていないものがあったとしても当然です。ところが、逆に消費者団体の人で、過去の歴史からよく御存じの方、食品添加物についてよく御存じの方ほど誤解されています。今日も包材を持ってきましたが、明らかに使っているだろうものについても書いていないということは、これは罰則も何もなくて、指導のみだからわざわざ書かなくても良いと考えて表示していないのではないかと考えています。

ということで、この続きは、10月か11月にフルジオキシニルのことについて書いています。今後、こういうものが出てきたときにどういうふうを考えるか。ですから、意見としては、食品添加物として今、扱っている、安全か、安全じゃないかということだけではなくて、大手のスーパーなどでも表示が守られていませんという問題提起です。以上です。

○西島座長　ありがとうございます。

次に、上田委員、お願いします。

○上田委員　意見の1点目は、表示制度の普及、啓発とともに、食品添加物のリスク評価やリスク管理の仕組みについての理解促進に向けて、消費者庁が中心となって関係省庁との連携の下に枠組みを作り、消費者の方々に対するリスクコミュニケーションの取組を更に強化すべきというものです。

2点目は、学校教育での表示制度の普及、啓発とともに、家庭分野の授業、学校給食、食育等を通じて、食品添加物の役割、リスク管理の仕組み等について正確な普及、啓発が進むよう、消費者庁が中心となって文部科学省を含めた関係省庁の連携の元に普及、啓発に取り組むことが必要と考えています。

3点目は、学校給食衛生管理基準の見直しを、消費者庁より文部科学省に申し入れるべきだと考えます。

以上でございます。

○西島座長　ありがとうございました。

次に、武石委員、お願いいたします。

○武石委員　私の方の先ほどと同じ資料の「2 論点5について」ということで、簡単に説明します。（1）に書いてございますように、論点5につきましては、前回意見書のとおり、関係省庁と連携し、食育行政とも連携して学校教育面でも普及、啓発に努めるべきとの意見です。これは、当センターの会員企業・団体からも賛同の意見が寄せられています。

なお、学校給食衛生管理基準の見直しを文部科学省に申し入れるべき等の意見が多く寄せられており、見直しに向けた具体的な取組が必要と考えます。

それから、(2)として、先般、食品産業センターも参加しまして、加工食品の製造、物流等係わる幅広い分野の事業者団体が参集し、加工食品食育推進協議会を立ち上げたところです。今後、加工食品の安全性や食品表示等の安心をテーマとした活動を展開するとともに、食塩や脂肪などの栄養の偏りや生活習慣の問題、食品添加物など幅広いテーマについてリスクコミュニケーション等を行うこととしています。

別添参照ということで、別紙でプレスリリースいたしました、協議会の設立宣言でございますとか構成員。それから、一番最後の別紙で当面の活動予定について書いてございます。

以上でございます。

○西島座長　ありがとうございました。

そうしましたら、ただいま委員が用意された意見書、それから事務局が用意した資料について御意見がありましたら、お願いします。ごめんなさい。座長がだらしなくて、早く進めろと言われてまして。お聞きしたかったのは、農薬を添加物と言うと非常に怖い気がするのですが、農薬と言っても食塩より毒性が全然少ないものもいっぱいあります。

それはともかく、お聞きしたいのは、防カビ剤について、食品添加物と農薬と基準値が確か同じだったと思います。そうしますと、私、行政の立場からお聞きしたいのですが、検査して、ここのところずっと違反は無いと思いますが、それをポストハーベストとして使ったか、農薬として使ったかというのは、輸入品ですから、アメリカとか、いろいろな国から来ていますね。そうすると、その国が農薬として使ったのですか、ポストハーベストとして使ったのですかということは分かるのですか。

○稲見委員　どのように使用されたかはちょっと分からないのですが、実際に現場でどのような監視が行われているのかというのを簡単に御説明させていただきたいと思うのですが、かんきつ類の防ばい剤の表示につきましては、これは衛生事項に該当いたしますので、各保健所がスーパーなどの販売店に監視に入った際に一緒に確認していくという事項になっております。ばら売りのかんきつ類の防ばい剤の表示につきましては、任意表示でございます、法違反というわけではないのですけれども、指導の通知が出ておりますので、使用している場合には表示するように私どもも指導しているという状況です。

ただ、かんきつ類を見ただけでは、防ばい剤が使用されているかどうかというのは判断できないので、袋詰めであっても、ばら売りであっても、表示が無かった場合には、販売されている事業者様に対しまして、防ばい剤が使われているのかというのはきちんと確認していただいて、使われているようであれば表示しておくようにという形で指導してまいります。直近の29年の統計によりますと、現場で発見した不適正表示数のうち、生鮮食品の果実の食品添加物という項目があるのですが、こちらについては18件ほど件数が挙がっております。というわけで、御指摘のとおり、表示が無いケースもあったと考えておりま

して、今後も引き続き指導、啓発していきたいと考えております。

○西島座長 そうすると、私がちょっと心配している、農薬で使ったか、添加物で使ったかというのは特に関係なく、簡単に言うと、あれば書けという指導でいいのですか。

○稲見委員 おっしゃるとおりです。使用しているのであれば、きちんと表示するようにという指導をしております。

○西島座長 ありがとうございます。各委員、お願いします。

有田委員、何か。

○有田委員 議論しにくいと思うのですが、私の意見書は、そういう調べた状況も報告しながら、指導していただきたいというのがありましたから、「何ジャ問ジャ」に書いたことも含めて申し上げましたけれども、これはあくまでも消費者団体の情報発信として、こういうものを出していますよということで提出しました。主婦連が出している消費者向けの添加物の情報発信の一つです。その上で、例えば食料部が今は食パンの包材を集めて表示について調べています。

私は、前にそういうものを調べておりまして、それは食料部に包材も渡してあるのですが、今回でいえばその他のところになると思うのですが、「指導」をしてくださいというのがあっても、表示がしっかりされていない現状について情報共有したかったということです。

それで、先ほども先生、うなずいていらっしゃいましたが、食品安全委員会が新しいポストハーベスト農薬として評価しましたが、その後の状況について分かりません。情報発信は消費者庁でしょうか、厚生労働省でしょうかということもお伺いしたいです。議論のきっかけになればと思って発言しています。よろしくお願いします。

○西島座長 有田委員が消費者を見て、どういうふうにすれば本当のことが消費者に伝わりやすいのか、御経験から。

○有田委員 先ほどの論点4でもありましたように、どういうものが使われているのか、そしてオーガニックは別にしましても海外から輸入されたかんきつ類やバナナであれば、ポストハーベストが使われているのだということを知らなければ、表示されていても分からないかもしれません。けれども、ポップに表示されていれば、知りたい、調べてみようという行動をとる人もいるのではないかと思います。

そして、例えばジャムを作りたいと思ったときに、心配を感じられている人もいます。しょうから、情報については必要だと思っています。ところが、そういう情報も無くなっている中で食品添加物表示という議論をしてもいかなものかと思っています。食品添加物として日本では取り扱われているポストハーベストについては、ここでの論点ではないかもしれないけれども、「食品添加物」ということを確認させていただいたということです。

○西島座長 ありがとうございます。

中垣委員、どうぞ。

○中垣委員 この検討会は、基準を検討しようとしているわけですから、その基準が遵守

されるというのがもちろん前提だろうと思います。したがって、遵守されていない状態がおっしゃるようにある、あるいは稲見委員がおっしゃるように、20件なり18件あったということであれば、東京都は稲見委員がおられるから、今後ともやっていただけるのでしょうか、それ以外の道府県にお願いするとか。一番重要なのは事業者団体にそういう徹底をしていただくというのは、当然の前提ではないかと僕は考えているので、それはぜひやってもらいたい。

○有田委員　ありがとうございます。

まさに、表示のルールがあるのに守られていないのはいかななものでしょうかという投げかけです。怖いとか怖くないとか、安全だ、安全じゃないという議論ではなく、ポップに書きなさい、包材に書く事になっているのにされていない。

○食品表示企画課長　両委員のおっしゃるとおり、ルールが遵守されていないということは、問題ですので、事実関係も含め、監視指導部局と相談して進めていきたいと思っております。

○西島座長　森田委員。いろいろな講演をされたり、活動をされていて、座長として言うてはいけないような質問ですが、消費者は何で添加物の表示が必要と考えられるのですか。何で要求するのか、原点を。座長としては、余りいい発言ではないですけどもね。

○森田委員　原材料も添加物も、国際的に見てきちんと表示するということになっていきますから、逆になぜ表示しなくてもいいと思われるのかということをお聞きしたいです。そもそもなぜ表示するかというと、歴史的に中身をごまかしてとか偽装ということもあったので、中身の本質をきちんと消費者が知ることができるようにということで表示制度があると思います。ですから、原材料に関しても、添加物に関しても、今の食品表示基準があるというのは、私たち消費者が安全とか品質ということを選択する上でとても大事な情報だと思っています。ですので、添加物の表示はとても大事な情報になっていると思います。

○西島座長　分かりました。消費者というのは、1枚剥がすと心配だというのがベースにはないという理解でよろしいですね。

○森田委員　そこは別の問題だと思います。不安だから知りたいのではなくて、消費者庁の資料でも出ていますけれども、全ての方が不安と思っているわけではないですし、食品として何が使われているのかを知りたいということで、1枚剥いで、不安だから知りたいというだけではなくて、そうではない方ももちろんいらっしゃるということだと。

○西島座長　済みません、原点を知らないと、どう普及するかというときのピントが外れてしまうと思うので、それでちょっとお聞きしたかったのです。

○森田委員　その質問とは違って、私は有田委員が「何ジャ問ジャ」に書かれているところでちょっと気になったのでお尋ねしたいと思います。OPPとかTBZが、現状でポップに書かれているものに表示されていないというのは、ゆゆしき問題だということで問題だと思いますが、一方で、ここにあるように、TBZに関して、遺伝子損傷性、変異原性、染色体異常、発がん性などが疑われていますとあります。その上の文章の「有害もしくは」という

ところからつながっていますので、TBZとかOPPは有害だということだと思えるのですけれども、その理由として、発がん性が疑われているということだと思えるのですが。

その点については、消費者団体のヒアリングの中でもあったのですけれども、防かび剤に関して有害だという情報提供をされている生協さんなどもいらっしやったかと思います。その点については、きちんと情報発信をしていないところがあったのではないのでしょうか。例えば、食品安全委員会のTBZのリスク評価書を見ますと、例えば催奇形性とか、文章をずっと見ていきますと、発生頻度増加とかも踏まえてきちんと無毒性量が得られているとか。それから、トータルで見て、今回評価されてADIが作られたので、ADIに基づいて適切なリスク管理が実施されれば安全性は担保されると、リスク評価書とかパブリックコメントの回答などにも書いてあるのです。

ところが、そういう情報が行っていないくて、リスク評価書の中の一部だけをつまんで危ないというものが、これは別にここのお話だけではなくて、そういうことで「有害だ」と言われる部分がとても多いことを懸念しています。

○西島座長 手短に。

○有田委員 一言言わせていただくと、先ほど申し上げたように、リスクの考え方で書いています。「疑われている」と書いていて、「発がん性があります」とは書いていないのです。食品安全委員会でも出されているものも、最初から最後まで読まない、はっきり言って分からないような書き方もされています。非難しているわけではありません。あとは、疑われていますというのをどういうふうにとるかですね。こういうことも言われていますよという情報提供だと理解していただいたら。それを全部書いたら75行ではおさまりません。分かりやすく、正しくというだけの話です。

○西島座長 済みません、この件につきましては、議論がありましたら、後ほどお願いします。

○有田委員 後で行います。

○西島座長 普及という点を力点に、坂田委員、お願いします。

○坂田委員 先ほど座長が、どういうところを出発点として啓発を考えたらいいかということをおっしゃったかと思います。それと、添加物の表示がどうして必要かということもおっしゃっていたので、1つ申し上げたいのは、専門家と消費者とでは認識が全然違うということです。専門家の方は、安全性についてちゃんと理解していらっしやるので、気にしていないということかと思いますがけれども、消費者は分からないから不安になるという部分があります。

さらに、いろいろな意見書の中にも学校教育が重要だという御意見があったので、私の知っている範囲ですけれども、まず学校教育の現状についてお話ししたいと思います。何人かの家庭科の先生に伺ったところ、添加物は安全性が認められているので、ある程度加工食品を使うのであればやむを得ないので、全否定するわけではない、とそこまではどの先生も同じです。ただ、その後、でも、やっぱりねというのが必ずあるわけです。その度

合いは、先生によってかなり違うのですけれども、なるべく避けましようとか、あるいは将来何か出てくるかもしれないとか、複合影響があるかもしれない。あるいは、この添加物は避けましようとか、そこは先生によって様々です。

私自身としましては、加工食品を利用するのであれば、添加物は食中毒を防ぐ効果もあるので必要なものだと思うのですけれども、食品を選ぶときには添加物だけを見るのではなくて、これは食育にも影響するのですが、例えば原材料のたんぱく加水分解物は何だろうとか、あるいは栄養成分表示で脂質や食塩相当量が多いなど、表示全体を総合的に見て判断すべきだと思います。そして、自分の生活スタイルに合わせて、便利な加工食品を利用するのか、手作りにするのか、それぞれのよい点を考えつつ選択するという姿勢が非常に重要だと思います。これが、恐らく新しい学習指導要領に書かれている加工食品の意義を考えるということだと思います。

そこで、啓発に当たって、押さえるべき最も重要な点というのは、私は食品にゼロリスクは無いというところをしっかりと認識していただくということだと思います。だから、いろいろなものを食べましよう。いろいろなものを食べることが栄養バランスにもつながるわけですが、実はリスク分散になっているということです。それによって、逆に食べ物のいいところを体に取り入れることができるということです。

ですから、学校教育では、小学校のときから、私の考えですけれども、ハザードとリスクの違いを教えることが必要だと思います。ハザードとは、食品中の危害要因であって、リスクとは、それを食べたときに私たちの健康に悪い影響が出る可能性と、その度合いのことですから、リスクというのは、ハザードの毒性の強さと、取る量によって、大きくなったり小さくなったりするということですね。このことを学校の先生にまず認識していただくことが一番近道だと思います。それが浸透しないことには、ADIの話をしてはどうしても不安は取り除けないと思います。

そこで、どうしたらいいかですけれども、例えば食品安全委員会が中学生向けの家庭科の副教材として「科学の目で見る食品安全」というパンフレットを出しています。さっきの資料にも出ていましたけれども、ここにゼロリスクは無いということを前提として、リスクとハザードを考えましようということが書かれているので、こういうものを教材として使うべきだと思います。それを推進していくのは、消費者庁の食品表示企画課だけではなくて、消費者安全課とか食品安全委員会、それから厚生労働省、そして文部科学省と連携して、ぜひ実現していただきたいと思います。

以上です。

○西島座長　ありがとうございます。

どうぞ。

○有田委員　リスクコミュニケーションを、坂田さんがおっしゃるような形では、化学物質も食の問題も、1990年代後半から行ってきた。当時の中学生向けや小学生向けにカードゲームやいろいろなものを作った経験もあります。それは食品添加物ではありませんでし

たが、子供たちが関心を持つ、その上で先生だけではなくて、行っていくことがリスクの概念を理解してもらえるのだと私も思います。

1つ海外の例で言えば、ハザードが何だということではなくて、小学生や中学生の教科書の中にトータルでリスクという考え方が分かりやすく書かれていたりする教科書があって、日本でもそういうものが取り入れられることが望ましいと思っています。

○西島座長 ありがとうございます。

浦郷委員、普及、啓発ということで何かお考えがありましたら。

○浦郷委員 そもそも消費者は添加物のことをよく知らない、加工食品に添加物を何で入れるのだろうか、その役割を知らないと思いますし、健康に影響が無い量というのがきちんと国で決められていて、その基準の範囲内であれば問題無いという、20ページの前提条件のところが一番重要だと思いますが、そこをきちんと消費者の人たちに理解してもらうことが必要だと思います。

この間、行政も業界団体も事業者も消費者団体も、いろいろなことで発信していると思いますし、リスクコミュニケーションの場を作ってきていると思いますけれども、その情報発信をどういう人たちが受け取っているのかというところで、関心がある人しか受け取っていないのではないのかというところがあります。リスクコミュニケーションの場を幾ら作っても、そこに来る人はいつも同じ人たちばかりということでは、消費者全体への普及、啓発というのはなかなか進んでいかないのかなと思います。

消費者庁の取組の事例として、食品を購入する頻度が高い主婦層に向けてセミナーをしたということで、括弧、消費者団体の会員とありますけれども、消費者団体の方も、今活動が遅滞しておりまして、消費者団体の会員さんが受け取ったところで、そこから更に周りに広まることはもう余り考えられないのかなというところもありますし、今、主婦と言っても、働いている主婦の方もいっぱいいらっしゃる。そういう働いている人たちとか、普段こういうことに余り関心を持っていないような人たちであっても、そういうところにどうやって届けるかということを考えるのが、まず1つあると思います。

あと、教育ということが一番大事だと思います。これからの子供たちにきちんと教えていくということで、学校の教職員にきちんと知ってもらうということもとても大事だと思います。

もう一つは、上田委員と武石委員が意見に書いておられました学校給食衛生管理基準、今回、参考資料に載っていないのはなぜだろうと思ったのですが、私はここはお二人の意見と同じで、文部科学省にきちんと申入れをすべきだと思います。前の改正のときになぜその文言が残ってしまったのか分からないのですが、その後、見直す機会が無かったのかもしれないのですが、この機会に見直してほしいと思いますし、あえて残しているのなら、その理由をきちんと説明していただきたいと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

○食品表示企画課長 今回、学校給食衛生管理基準を参考資料に載せていないのは、議論

頂いている論点5は、食品添加物表示の普及、啓発なので、本論点に直接関係が無いからであります。学習指導要領は学校教育の関係で参考資料として載せております。

○西島座長 ありがとうございます。

中垣委員。

○中垣委員 皆さんの御意見に一々納得しておるわけですが、給食の基準も含めて。

今回の資料の中で一番おもしろいかなと思っているのは、23ページを見ると、専門職勉強会というのがかなり強調されているように受け取ったわけです。あるいは、母子保健関係の取組と一緒にやっていく。このあたり、非常におもしろい、ユニークな取組なのかなということを考えたわけですが、ここで想定されている専門職というのは、保育とか栄養、給食とか、あるいはもっと別のことを考えておられるのか、ちょっと御説明いただければありがたいです。

○食品表示企画課長 保育園であれば保育士、栄養士、それから、給食を作る調理員等を想定しています。また、小学校であれば、栄養教諭、学校栄養職員等を想定しています。

○西島座長 どうぞ。

○有田委員 補足です。

昨年、今年も、消費者庁が全国で添加物の学習会を行っていらっしゃいますが、学習会を行う団体を御紹介するようなこともしています。主婦連の会員団体だけでなく、栄養普及員という方たちのところにも御紹介したり、九州ですけれども、相談員の方たちを中心に団体を作っていらっしゃるところにお話しをしていただければと御紹介しています。食品添加物などの勉強会について御協力しています。

それから、主婦連合会の会員団体で、島にも会員団体が有りますが、そこの方たちもその地域でいろいろ発信されていて、地域のリーダーの方たちなので、単なる消費者団体でそれ以上広がらないということでは決してないということだけは付け加えておきます。

○西島座長 ありがとうございます。

大熊委員、普及ということを中心にお話。

○大熊委員 今日の御説明、いろいろお話を聞きまして、一番思ったことはまず、元になる添加物の安全性とか有用性に対しては、根本的なところは食品安全委員会という国の組織があるわけです。ここが科学的な根拠を持ってジャッジしているわけです。そこで、皆さんがおっしゃっていましたが「連携して」という視点が非常に大事だと思うのですが、消費者団体様は学習会をやっている、セミナーもやっていますけれども、大事なところは食品安全委員会との連携。つまり、考え方、説明の仕方は、そことしっかりリンクしていないと、個人的考えが入ったり、根拠の無い情報が入ると、非常に大事な部分が崩れるのではないかというのが1つ思います。

もう一つ、私ども事業者団体の立場では、日ハムさんやヤマザキさんがおっしゃっていましたが、ウェブ等で添加物等の説明をしています。ただし商品開発がたくさんあるので、全部はできませんというスタンスは確かですが、あくまでも大手さんの場合は、

啓蒙するというスタンスで、自社の商品に使われる添加物は限られているわけですから（パン屋さんはパンに使用の添加物等）、メーカーさんごとに決まっていますから、それぞれの業界が啓蒙という動きをしていくと消費者の理解になるだろうと思います。

もう一つ、学校教育の話が出ていましたけれども、指導者が誰か。まさしく食品安全委員会様との連携をした中で、指導者が指導する内容が吟味されているのかとの問題があるのではないかと。私なりに、その指導者の中にぜひ入れていただけたらと思うのは、国家資格を持っている管理栄養士さんです。管理栄養士さんとお話した中であく然としたのは、どういう履修科目をやっているのかいろいろ話を聞いた中で、添加物という項目は特に無いそうです。そういうことを思うと、国家資格という大事なライセンスをお持ちの方に、本音でこの添加物の安全性・有用性うんぬんを背負ってもらうというスタンスも大事なのではないかなと思っています。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

武石委員。

○武石委員 この問題について、参加の皆様の方向性は一致していると思います。それで、表示の前段で、食品添加物に対して、消費者にきちんと理解していただくのが大前提ということで、例えば３ページの表で、あなたはどこで情報を知りましたかということを見ると、新聞、ニュース、雑誌が圧倒的です。実は、リスクコミュニケーションも大切ですが、マスコミに対しての働きかけも大事だと思います。それで、予算があるのであれば、政府広報でもいいし、広告でもいいし、テレビ番組でもいいし、いろいろなところに食品添加物ないし食品添加物表示についての分かりやすい情報を流すというのも、実は効果があるのではないかなと。

その次に食品会社のウェブサイトとかありますので、その辺は事業者団体の先ほど申しました協議会の中でしっかり取り組んでいきたいと思いますので、そういったことが現実的には効果があるのかなと、このデータだけ見ると思いました。

○西島座長 ありがとうございます。

司会の不手際で時間が無くなってきたのですが、上田委員、締めで普及という観点から。

○上田委員 消費者庁資料の15ページに協会のホームページを紹介していただいて、非常に嬉しいわけですが、出てくる子供のキャラクターはテンカちゃんと言いまして、やや古くさい、時代遅れのキャラクターじゃないかという指摘も受けるのですが、頑張ってこれで活動をやっております。

資料の下の方にありますが、夏休み自由研究教室という活動を協会で細々とやっております。年間三、四十人ぐらい、子供たちが２人ぐらいで来たり、親子で来たりという中で、自分たちで加工食品もどきのものを作ったり、触れてみるという体験をしてもらっています。継続的に、食育とか、あるいは関連する授業の中で、食品添加物も忘れずに取り上げ、手で触ってみたり、食品に使われているかというのを考えてみたりという教育が非常に有

効かと思っています。

参加していただきますと、後でお礼のお手紙をもらったりします。そうすると、学校の先生の教える内容は、お忙しかったり、授業時間も短いということもあるのですが、かなりばらつきがあるということが分かります。学校授業ではここまで教えてくれないということが多いようです。成人に対する啓発も重要だと思いますが、子供たちに波及するような取り組みができないかなと、常々思っております。

締めになっていないかもしれませんが。

○西島座長 ありがとうございます。

委員の皆さん、どうしてもこれを言わなければという委員の方。はい。

○有田委員 私も浦郷さんも食品安全委員会の専門調査会の委員です。リスクの考え方も、ADIの考え方も理解していないわけではありません。ただ、リスクと言ったときに「絶対に安全」は無いわけですから、ゼロリスクが無いというのは十分理解した上で、「絶対」は無い。だからこそ、添加物が危ないと言っているわけではありません。

ですから、一番問題なのは、コミュニケーションをとるときに、消費者団体だから、こんなことは知らないだろうと、文章を決めつけて読むから、曲がった、角度が違った理解の仕方をする。それがコミュニケーションには一番マイナスですので、考え方を決め付けないで、逆に言っている事が分からないなら、それはどういうふうなことで言っているのか、確認してコミュニケーションを進めないと、何年たっても、何十年たっても同じ方向には向けないと思います。添加物を全面否定しているとか、ゼロリスクを言っているわけではなくて、先ほども申し上げましたように、食品安全委員会がこういうふうに出している、国際的な発がん性についての権威のある団体の情報を確認をしながら、間違っていないか確認を行いながら情報発信しています。そして、断定はしないという書き方をしています。

ロビーとか廊下でやる議論ですが、つまり、そういうふうにコミュニケーションやいろいろな教育をするときには、決め付けた形で進めると全く頭に入ってきませんということだけ申し上げておきます。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかによろしければ、そろそろ締めたいと思いますが、よろしいですか。

では、森田委員どうぞ。

○森田委員 すみません、1点。私は、別に決め付けたわけではなくて、最初に「有害もしくは」と書いてあったので、文部科学省で「有害な」というものを決め付けるのはどうかということで、これまでも浦郷委員と同じく、有害ということに関してどうだろうかと言ってきました。この点につきましては、今までも申し上げてきましたように、何らかの見直しをしていただければなと思っています。

○西島座長 ありがとうございます。

では、最後に坂田委員。

○坂田委員 済みません、今日の締め括りかと思ったものですから、手を挙げてしまったのですけれども、論点４のことで確認したいことがありましたので、適切なときに。

○西島座長 よろしいですね。事務局の方も特によろしいですか。

それでは、ありがとうございました。これまでの検討会におきましても、委員の皆様から、添加物に関する普及、啓発、消費者教育について、多くの意見を頂いており、本日の議論の内容も普及、啓発、消費者教育が必要不可欠であることは、皆様、異論は無いと感じております。特に、普及、啓発の対象として、学生や先生、そのほかの教育関係の職員に対してという意見も多く頂きました。私もそういうふうに思っております。

そこで、行政機関、事業者、消費者団体、これらの主体が連携して、それぞれの強みを生かして、世代に応じた取組を行うことで、表示の理解と適切な商品選択につなげていくために、委員の皆様にはぜひとも普及、啓発に協力を頂きたいと思います。当然、事務局にも普及、啓発には力を入れていただきたいと思います。行政、消費者団体、事業者、それぞれの皆様が効果的に連携して、世代に応じた手段を採っていくということで、皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。

○坂田委員 済みません、最後に。論点４のことで確認させていただきたいのですけれども、栄養強化剤の表示について、全ての食品に表示することを前提として、その場合に事業者さんの負担等について調査していただくというまとめだったかと思えますけれども。

○西島座長 事務局として、その辺はどうでしょうか。

○食品表示企画課長 事務局として理解したまとめとしては、この検討会の総意として、全ての食品について義務表示をさせる方向は妥当である。しかし、一方で、そもそも消費者の意向を確認する消費者に対する調査と、事業者への負担を確認する調査が必要である。このため、まず事務局がこれらの実態調査を行うということであったと受けとめました。

その後、その調査結果と、今後、行われる表示事項間の優先順位とかスペース問題等を含む食品表示の全体像に係る食品表示部会の議論の結果も踏まえて、最終的にどうやって具体的に表示させていくかということを検討するということだと理解しております。

○坂田委員 そういうことであれば、これから全ての食品に栄養強化剤は表示されるということになりますと、表示基準の変更ということになっていくかと思いますが、その点については、食品表示部会で検討されると考えていいのでしょうか。

○食品表示企画課長補佐 最終的に表示基準を改正する際には、食品表示部会の方に我々で案を作成して諮問する形になりますので、そこでの議論は当然あると考えています。

○坂田委員 では、諮問していただけるということですね。

○食品表示企画課長 そうです。もろもろの実態調査を行って、食品表示部会の食品表示の全体像の議論があって、それらの結果を踏まえて、最終的に基準の改正ということになった場合は、手続として消費者委員会食品表示部会に諮問し、議論していただいて、答申を得るという手続になります。

○坂田委員 分かりました。ありがとうございます。

○西島座長 よろしいですか。

それでは、次回は事務局から報告書の骨子を示していただき、それについて御議論いただきたいと思います。そのため、全ての論点に対して意見書の提出は可能ですが、提出は1月14日までをお願いします。なお、併せて、論点にはなっておりませんが、以前、生鮮食品に使用された食品添加物について委員から御質問がありましたので、それに対し事務局から説明を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○食品表示企画課課長補佐 次回の日程についてお知らせいたします。第8回の日程につきましては、1月27日の月曜日の16時からとなります。開催場所につきましては、消費者庁が入っております中央合同庁舎第4号館2階の共用会議室、220になります。この会場ではありませんので、お間違えないように御注意をお願いいたします。

以上です。

○西島座長 次回も引き続き、各委員におかれましては活発な御議論をお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事は終了しましたので、第7回検討会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。